

## 民法の一部改正

民法のうち債権関係の規定（契約等）は、1896年（明治29年）に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正がされていませんでした。

その民法が、平成29年5月26日、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により改正されました（同年6月2日公布）。

今回の改正は、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしたものです。

具体的な施行日は、今後、政令で定められることとなりますが、2020年の施行を目指して準備が進められています。

改正の項目は、細かいものも含めると200個程度ありますが、主な項目は以下のとおりです。

消滅時効

法定利率

保証

約款

意思能力

将来債権の譲渡

賃貸借契約

（司法書士 小司隆信）



### 司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

